

# 一般社団法人日本チネイザン協会 細則

## 第1章 総則

### 第1条（名称）

当法人は、一般社団法人日本チネイザン協会（The Chi Nei Tsang Institute of Japan）と称し、略称を「CIJ」とする。

### 第2条（主たる事務所）

当法人は、主たる事務所を東京都千代田区神田猿樂町 2-7-17 に置く。

当法人は、社員総会の決議を経て、必要な地に従たる事務所を置くことができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

### 第3条（運営）

当法人は、事務、会計業務の運営を業務委託することがある。

### 第4条（理念）

当法人は、チネイザンを通じて健康でいきいきとした生活を送りたいすべての人に貢献するために施術者を中心とした会員のための組織であり、常に知識と技術の向上に努めるべく会員への支援を行い、会員同士が交流と親睦を図ることを目的とする。当法人は、常にグローバルな視点で創造的に未来を考えており、そのためには、会員ひとりひとりが情熱と努力を怠らず高い技術で第一級の施術を提供し続けなくてはならない。施術を受ける全ての人に満足していただくことで、会員もまた幸福を実現していく。深い知識、高い技術、厚い信頼、そして消えることのない情熱。タオゼンで養う、より豊かに生きるためのアートともいえるプラクティスを礎として、会員のみならずすべての人に対して生きることの素晴らしさを伝えていく運動体であることが当法人の使命とする。

### 第5条（目的）

当法人は、チネイザンの啓蒙と普及、市場の拡大、チネイザンの知識・技術の進化向上、会員への各種支援、会員の交流と親睦を目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

1. 出版・著作、講演活動等を通じてのチネイザンの普及と啓蒙
2. チネイザン・プラクティショナー及びインストラクターの資格制度の規定、養成カリキュラムの作成、プラクティショナー及びインストラクターの質の向上を目的とした教育と資格認定
3. 当法人が定めたチネイザン・プラクティショナー及びインストラクター養成スクールまたはコースとの連携と協働
4. 国内外のチネイザンの最新情報の収集及び発信
5. 西洋医学、東洋医学、科学など様々な分野の専門家と協力し、チネイザンを国際的に推進、普及する為の啓蒙と国際交流
6. 会員を対象にした勉強会、カンファレンスの開催
7. 会員への各種マーケティング支援
8. チネイザンによる奉仕活動を含めた社会参加
9. 会員相互の交流と親睦を目的とした各種活動
10. その他、当法人の目的を達成するために必要な活動

## 第2章 会員

### 第6条（種別）

当法人の会員は、次の4種とし、特別会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上(以下「一般法人法」という。)の社員とする。

- (1)特別会員 当法人の目的及び事業に大きく貢献すると認められた個人又は団体
- (2)正会員 当法人の認定プラクティショナーである個人
- (3)準会員 当法人の認定プラクティショナー養成講座を修了予定の者
- (4)賛助会員 当法人の活動を賛助するために入会した個人又は団体
- (5)名誉会員 当法人の活動の発展に寄与するために入会した個人又は団体

### 第7条（会員の特典）

当法人の会員は、第5条で定められた各種活動に参加できる。

### 第8条（入会）

前条の会員として入会しようとする者は、別に定めるところにより申込みをし、代表理事の承認を受けなければならない。

#### 第9条（資格認定制度）

当法人の会員は、当法人が定めた養成コースのカリキュラムを修了した後、協会細則別紙に定める基準を満たした場合、チネイザン・プラクティショナーとして認定され、当法人より認定証が発行される。

正会員は、当法人の公認チネイザン・プラクティショナーとして施術をすることができる。

#### 第10条（入会金及び会費）

当法人の会員は協会細則別紙に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

#### 第11条（会費の不返還）

会員が納入した年会費などは、返還はしないものとする。

#### 第12条（任意退会）

会員は、任意にいつでも退会することができる。

#### 第13条（除名）

当法人の会員が、当法人の名誉を棄損もしくは本細則の定め反する行為をしたとき、又は会員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、一般法人法第49条第2項に定める社員総会の特別決議によりその会員を除名することができる。

#### 第14条（再入会）

会員資格を喪失した会員は、本協会の承認によって再入会することができる。

#### 第15条（法令の遵守）

当法人の会員は、法令を遵守し、モラル公序良俗に反する行為をしてはならない。

#### 第16条（努力義務）

当法人の会員は、薬事法・医師法など関連法規の知識の修得に努めるものとする。

## 第17条（禁止事項）

以下に該当することは禁止とし、法的に訴訟を行うことがある。

- (1) 会員がチネイザン、気内臓、氣内臓、もしくは Chi Nei Tsang を名乗る類似の講座やスクール、もしくは別の名称を利用した類似内容の講座やスクールを運営及び経営をすること
- (2) 会員が当法人に届けをなくして、会員を集めて営利目的の催事を行うこと
- (3) 会員が当法人の許可を得ずして、当法人の名称を使用すること
- (4) 当法人で知り得た、当人以上の会員の個人情報を利用すること、また不特定多数が知り得る場に伝えること
- (5) 会員による当法人の利益に反する行為、又は言動、又は取り決めに遵守しないこと

## 第18条（反社会的勢力の排除）

当法人の会員は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

当法人の会員は、自ら又は第三者を利用して次の各号の一つにでも該当する行為を行わないことを確約する。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

## 第19条（会員資格の喪失）

会員は第12条及び第13条の場合、第15条から第18条に違反した場合、又は次のいずれかに該当するに至ったときは、その会員資格を喪失する。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人になったとき
- (2) 死亡しもしくは失踪宣言を受け、又は解散したとき
- (3) 会費を滞納し、督促後3ヶ月経過した後も会費を納入しないとき
- (4) 社員の過半数の同意があったとき

(5)やむを得ない事情及び天災等により、当法人の存続が不能となった場合

## 第20条（会員名簿）

当法人は、会員の氏名又は名称及び住所を記載した会員名簿を作成する。

## 第3章 会計

### 第21条（事業年度）

当法人の事業年度は、毎年12月1日から翌年11月30日までの年1期とする。

## 第4章 付則

### 第22条（免責事項）

天災等、不可抗力により当法人の活動が存続しえないときは、いかなる責任から免除されるものとする。

平成21年12月10日制定・施行

平成22年12月7日改定 平成25年8月30日改定

平成26年4月24日改定平成30年3月31日改定